**公募又は売出実施通知書〔記載上の注意〕**

(全般）

・相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、本表中「基準日等」とあるのは「組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当て日」と読み替え、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づいて記載してください。

・オーバーアロットメントによる売出しを行った場合には、当該売出し及びそれに関連するグリーンシューオプションの権利行使を含めて記載することができます。その場合には、「1.(1) 公募・売出しの別」欄にオーバーアロットメントによる売出株数を内訳として記載してください。また、当該売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシューオプション）の実施内容を末尾に具体的に注記してください。

(1.公募（売出し）の要領　(1)公募（売出し）の別）

・「一般販売団への同業者委託株式数」とは、「上場前の公募又は売り出等に関する規則」第3条の5に基づき、募集又は売出しの取扱いに関する事務を本所に委託した委託販売に係る株式数をいいます。

（3.公募（売出し）の実施状況　［元引受会員別の実施状況］）

・元引受会員ごとに記載してください。なお、非会員又は外国証券業者の口数等については、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結した非会員又は外国証券業者分のみを記載してください。

・「口数」は、名義のいかんを問わず、その計算が実質的に帰属するものを対象として記載してください。

・非会員又は外国証券業者の口数等について、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結していない非会員又は外国証券業者分については、会員名の記載欄に「非会員分」等（海外公募（売出し）の場合は「海外販売分」等）の名称で記載し、口数は1口、株数は当該非会員又は外国証券業者引き受け（又は取り扱い）株数の合計を記載してください（当該非会員又は外国証券業者が複数の場合も合計して１口となります）。

・「一般販売団」とは、「上場前の公募又は売り出等に関する規則」第3条の5に基づき、募集又は売出しの取扱いに関する事務を本所に委託した委託販売に係る販売団をいいます。

・「一般販売団以外への同業者委託」は、原則として委託金融商品取引業者別に当該会社名とその割当株数を記載してください。

・親引けによる割当を行った場合は、「親引けによる○○への割当」と別記してください。

（4.公募（売出し）後の株券の分布状況　(1)株主数)

・「株主数」については、1単位以上の株式を所有する株主の数を記載してください。

・実質上の所有者数について記載し、他人（仮設人を含む）名義は株主数には含めません。（なお、㈱証券保管振替機構名義の株式のうち名義書換失念株式がある場合については、㈱証券保管振替機構を１名として記載してください。）

・ＡＤＲ等預託証券の受託機関の名義の株式を所有する者で１単位以上の株式を所有する者を株主数合計に含める場合は、内数として[　　]に記載し、その旨の証明書を添付してください。

・上場会社の人的分割により事業を承継する申請会社で、複数の会社による共同新設分割、吸収分割の場合の株主数の見込みは、各分割当事会社の株主に対する割当比率に応じて算出される株主数の見込みの合計を記載してください（名寄せの必要はありません）。

・dの欄には、増加・減少を相殺した結果を記載するのではなく、増加数と減少数を分けて記載し、減少については△印を付してください。

（4.公募（売出し）後の株券の分布状況　(2)流通株式の数及び流通株式比率)

・仮設人又は他人名義を含み、すべて実質上の所有者について記載してください。

・「直前の基準日等時点」の欄には、直前の基準日等における持株状況を記載してください。

・「公募・売出し実施後」の欄には、公募・売出し実施に伴う持株数の変化を記載してください(変化が無い場合、記載を省略して構いません）。また、上場希望日までの役員等関係者の持株状況の変化（ストックオプションの行使による持株数増加を含みます）についても記載してください。

・上場会社の人的分割により事業を承継する申請会社で、複数の会社による共同新設分割、吸収分割の場合の大株主の見込みの記載は、割り当てられる見込みの大株主の名寄せを行い記載してください。

・表中、※印が付されている項目については、内訳（株主名、株券の数及び保有比率）を、記載の形式に基づき記載してください。なお、必要事項を記載した社内資料の写しを別添資料として添付する場合は、記載を省略できます。

・Nの欄に該当する株主及び株券の数が存在する場合は、内訳を記載の上、当該株式であることを証明する書面等（例えば、信託銀行等の証券投資信託・年金信託の組み入れ状況が確認できる資料等）を添付してください。